

広島海区漁業調整委員会指示第2号

広島県海面において、竿釣及び手釣により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年8月29日

広島海区漁業調整委員会

会長 北 田 國 一

1 指示の内容

(1) 次の区域においては、陸岸及び防波堤等の陸上からのまきえ釣（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。

ア 陸岸及び防波堤等に隣接する次の第3種共同漁業権及び第4種共同漁業権の区域

漁業権 免許番号	漁場の位置	漁業の種類
共第124号	呉市倉橋町横島（カシノコ島）地先	第3種（つきいそ）
共第126号	呉市倉橋町釣士田地先	第3種（つきいそ）
共第176号	呉市下蒲刈町尾ノ鼻地先	第4種（たい寄魚）
共第177号	呉市下蒲刈町白崎鼻地先	第4種（たい寄魚）
共第185号	呉市蒲刈町大松島，小松島地先	第4種（たい寄魚）
共第186号	呉市蒲刈町大浦大子島地先	第4種（たい寄魚）
共第206号	呉市仁方町戸田地先	第3種（つきいそ）
共第215号	呉市川尻町女猫島地先	第4種（たい寄魚）
共第231号	呉市豊浜町尾久比島地先	第3種（つきいそ）
共第234号	呉市豊浜町尾久比島地先（下碓漁場）	第4種（たい寄魚，鳥付きこぎ釣）
共第236号	呉市豊町久比地先	第4種（たい寄魚，すずき寄魚）
共第238号	呉市豊浜町大浜地先	第4種（たい寄魚）
共第239号	呉市豊浜町大浜地先（馬乗漁場）	第4種（たい寄魚）
共第243号	呉市豊浜町斎島地先	第4種（たい寄魚，鳥付きこぎ釣）
共第270号	豊田郡大崎上島町沖浦地先	第3種（つきいそ）
共第276号	豊田郡大崎上島町沖浦地先	第4種（たい寄魚）
共第288号	豊田郡大崎上島町中野向山地先	第4種（たい寄魚）
共第289号	豊田郡大崎上島町東野地先	第4種（たい寄魚）
共第313号	竹原市忠海町大久野島地先	第3種（つきいそ）
共第314号	竹原市吉名町地先	第4種（ぼら寄魚）
共第315号	竹原市竹原町地先	第4種（ぼら寄魚）
共第316号	竹原市高崎町阿波島地先	第4種（たい寄魚）
共第343号	三原市須波町地先	第3種（つきいそ）
共第377号	尾道市向島町干汐地先	第3種（つきいそ）
共第381号	尾道市向島町立花地先	第3種（つきいそ）
共第382号	尾道市向島町立花地先	第3種（つきいそ）

イ 次の(ア)，(イ)，(ウ)，(エ)を順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、アの共第238号と重複する区域を除く。

(ア) 呉市豊浜町大浜馬乗西鼻

(イ) 呉市豊浜町大浜観音平

(ウ) 呉市豊浜町大浜黒ドウワ

(エ) (ウ)から呉市豊浜町斎島いかりの鼻を見通す線と(ア)から真方位264度の線との
交点

(2) 次の区域においては、7月10日から9月30日までの期間、陸岸及び防波堤等の陸上からのまきえ釣（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。

区 域 名	区 域 位 置
呉市阿賀冠崎港	呉市阿賀南九丁目冠崎港東側防波堤突端と西側防波堤突端とを結んだ線と陸岸及び防波堤とによって囲まれた海域
竹原市忠海東町忠海港	竹原市忠海東町一丁目5634-6防波堤突端と竹原市忠海東町一丁目8の南端とを結んだ線と陸岸及び防波堤とによって囲まれた海域
豊田郡大崎上島町沖浦漁港	豊田郡大崎上島町沖浦漁港東側防波堤突端と同町沖浦字龍原防波堤突端とを結んだ線と陸岸及び防波堤とによって囲まれた海域
尾道市瀬戸田町福田船だまり	尾道市瀬戸田町福田瀬戸田漁業協同組合西側船だまり西側防波堤突端と北側防波堤突端とを結んだ線と陸岸及び防波堤とによって囲まれた海域
三原市幸崎町能地漁港	三原市幸崎町能地四丁目能地漁港東側防波堤突端と西側防波堤突端とを結んだ線と陸岸及び防波堤とによって囲まれた海域

(3) まきえとしての赤土の使用を禁止する。

2 指示の期間

令和4年9月1日から令和5年8月31日まで